

第12回 経済・財政一体改革推進委員会 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2016年8月2日（火） 9:00～11:00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 11階共用第一特別大会議室
3. 出席委員等
会長 新浪剛史 サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
赤井伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
伊藤元重 学習院大学国際社会科学部教授
伊藤由希子 東京学芸大学人文社会科学系経済学分野准教授
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
佐藤主光 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
鈴木 準 株式会社大和総研主席研究員
高橋 進 日本総合研究所理事長
古井祐司 東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
牧野光朗 長野県飯田市長
山田大介 株式会社みずほ銀行常務執行役員

高鳥修一 内閣府副大臣（経済財政政策）

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 平成29年度概算要求に向けた検討状況
 - (2) その他
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1-1 厚生労働省提出資料
- 資料1-2 総務省提出資料
- 資料1-3 文部科学省提出資料
- 資料1-4 国土交通省提出資料
- 資料2 経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースのポイント
- 資料3-1 伊藤由希子委員提出資料
- 資料3-2 鈴木委員提出資料
- 資料3-3 古井委員提出資料

- 資料3-4 赤井委員提出資料
 - 資料3-5 佐藤委員提出資料
 - 資料3-6 山田委員提出資料
 - 資料3-7 松田委員提出資料
-

(概要)

- 新浪会長 只今より「経済・財政一体改革推進委員会」を開催する。本日の会議では、平成29年度概算要求に向けた検討状況について、厚生労働省、総務省、文部科学省、国土交通省からヒアリングを行う。その後、経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースの拡充などについて事務局から説明を受けた後、「見える化」データベースを用いた分析事例などを委員の皆様から御紹介いただく。最初に高鳥副大臣から一言御挨拶をいただきたい。
- 高鳥副大臣 本日も御多忙中のところ御出席をいただき、誠に感謝申し上げます。本日は概算要求に向けた検討状況について、各省庁からのヒアリングを予定している。改革の2年目に当たる平成29年度予算編成に当たっては、公的分野の産業化、インセンティブ改革、「見える化」等の歳出改革への取組を一層強化、拡大させていくことが大切である。「見える化」については、データベースを使った分析事例や改善に関する資料を委員の皆様から御説明いただく予定である。こうした貴重な御知見を生かして、政府としてもさらに改革を進めてまいりたい。本日も委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。
- 新浪会長 議題1の平成29年度概算要求に向けた検討状況について、ヒアリングを始める。骨太方針においては、実効的なPDCAサイクルを構築するために、経済財政諮問会議において各省庁が概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進めるとなったことを受け、PDCAサイクルの実効性を高めるために行うものである。厚生労働省から説明をお願いします。
- 厚生労働省 資料1-1に沿って説明する。1ページ、厚生労働省においては、経済・財政再生計画の改革工程表に定められた項目について、工程に沿って検討している。インセンティブ改革あるいは「見える化」に関連し、項目を5つ掲げている。この項目に沿って現在、審議会等で検討に着手しているが、それについて説明する。
2ページ、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度見直しの検討だが、介護療養病床等について平成29年度末にその設置期限を迎えることになっており、これらの医療・介護ニーズをあわせ持つ方々を今後どのように受けとめていくかが課題である。このため、こういった慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制について、介護療養病床の在り方等を始め、具体的な制度改正の検討を行っている。成果については、効果的なサービス提供体制の構築である。検討状況は、今年1月に「療養病床の在り方等に関する検討会」があり、そ

ここで具体的な改革の選択肢の整理案が取りまとめられた。この整理案を踏まえ、今年6月から社会保障審議会に特別部会を設置して、具体的な制度改革に向けた議論を開始した。関連する審議会に報告等も行いつつ、年内の取りまとめを目指したいと考えている。参考資料に特別部会のメンバー、設置趣旨等を記載している。これまで2回開催しており、年末に向けて取りまとめを目指す。10ページ、11ページに検討会における整理を添付している。

3ページ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みの構築について。まず保険者インセンティブについて。保険者の種別にかかわらず、共通的に取り組むべき手法について検討し、本年1月に取りまとめた。全体像は、参考資料の12ページにあるが、この保険者に対するインセンティブは、現行は後期高齢者支援金の加算・減算制度を用いて、特定健診・保健指導の実施率をもとにインセンティブをつけるという仕組みだが、見直し後は左端の健保組合、共済組合について支援金の加減算制度の見直し。国保については保険者努力支援制度の創設。これによりインセンティブをつける。指標としては、保険者共通項目の指標を設定した上で、具体的な基準、保険者種別の特性を踏まえて、適宜、項目を保険者ごとに追加する仕組みになっている。共通の指標は、13ページに示している。共通の指標は6項目あり、予防・健康づくりについては、実施率、メタボの減少率、受診勧奨の実施状況、重症化予防の実施状況、個人に対して行う予防健康づくりの取組の実施状況、の4つの指標。その他、医療の効率的な提供への働きかけに係る指標として適正受診、適正服薬を促す指標と、後発品の使用促進に関する実施状況を共通の指標として提示した。3ページに戻って、共通指標は本年1月に取りまとめたが、健保組合、共済組合に係る後期高齢者支援金の加減算制度については、新たな制度の設計、評価指標の具体案について本年度中に議論していく。また、国保については今年から現行補助制度を活用して、保険者努力支援制度の趣旨を前倒しで反映することにしており、本年4月に前倒し分に係る評価指標の候補を保険者に提示した。また、自治体等の取組については、本年7月25日の日本健康会議において取組状況を発表し、ホームページに公表した。目指す成果は、かかりつけ医等と連携した生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数800、広域連合24、後発品の利用勧奨など使用割合を高める取組を行う保険者100%等としている。検討状況は、後期高齢者支援金の加減算制度については、今年7月29日に具体案の議論の状況について保険者等の関係者が入った検討会で報告した。参考資料の14ページ、15ページに資料をつけているので、後ほど御参照いただきたい。今後のスケジュールとしては年度内をめぐりに結論を得たい。国保については、先ほど申し上げた保険者努力支援制度について、既存制度で28年度から前倒しをしてインセンティブをつけたいので、詳細な制度設計について設計中である。

4ページ、個人に対するインセンティブの制度について。昨年5月に成立した医療

保険制度の改革関連法において、医療保険者の保健事業の中で加入者への自助努力の支援をするように努めることが法律上、明示された。これを踏まえて、関係者の意見を聞きながら、具体的な保健事業を行う際のガイドラインを本年5月に策定、公表した。これについては参考資料の22ページに示している。ガイドラインの主な内容は、個人へのわかりやすい情報提供、個人へのインセンティブの評価・提供方法、取組を広げるための推進方策等についてガイドラインを策定、公表した。医療保険各法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正し、ヘルスケアポイントの付与等のインセンティブを保険者が提供する上で留意すべき事項等を記載した。目指す成果は、予防健康づくりについてインセンティブを推進する自治体800、被用者保険の数600を目標にしているが、現段階では、※の取組状況に書いているが、それぞれ115、68である。検討状況は、国としてもこれらを推進するために、保険者努力支援制度を前倒しての取組により、自治体を支援していきたい。

6ページ、民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、好事例を強力に全国展開する。まず日本健康会議において、保険者、企業、医療関係者、自治体が連携して好事例を「見える化」する取組を進めている。具体的には、7月25日の日本健康会議において取組状況を公表するとともに、日本健康会議のホームページにおいて、その取組状況を可視化したポータルサイトを稼働している。また、データヘルスの推進については、平成26年度までに、解散予定を除く全ての健保組合が、データヘルス計画を策定している。27年度には生活習慣病の重症化予防等、先進的な保健事業を複数の組合で実施し、効果検証を行うモデル事業を実施している。成果については、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数100社、好事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者の100%としているが、事業者の数については現在88社である。検討状況、今後の取組は、日本健康会議について、今年6月に全保険者を対象にデータヘルス事業を進めるに当たっての課題等について調査を行った。この調査結果を踏まえ、日本健康会議のもとに設置されたワーキンググループにおいて議論を深め、好事例のノウハウの提供やボトルネックの解消を図りたいと考えている。また、データヘルスの推進については、現在、先進的な保険者が取り組んでいる状況だが、こうした保険者に限らず、中小規模の保険者も等しく効率的かつ効果的なデータヘルス事業を導入して運営ができるよう、先進的なデータヘルス事業を体系的に整理、パッケージ化して、全国的に横展開を推進する。あるいは大学や保険者、地域の関係者と連携し、実践的なカリキュラムの開発、潜在保健師の活用などを通じてデータヘルス事業の導入、運営等に係る環境整備を図りたい。所要の予算を28年度に計上している。

5ページ、要介護の認定率や1人当たりの介護費の地域差を分析して、保険者である市町村による給付の適正化に向けた取組を一層進めるといった観点からの対応についての検討である。要介護度別の認定率や1人当たり介護費用について、各

市町村保険者が自分のところはどうなっているのか分析できるように、きちんと情報を「見える化」していく。また、それを踏まえ、各市町村で地域分析をしてもらい、とりわけ高齢者の自立支援あるいは予防の促進といった観点から取り組んでもらう。その際にきちんと市町村の保険者機能を発揮してもらうことについて検討し、2016年末までに結論を得る。概要の1点目、これは26年度から「見える化」についていろいろな分析をしており、昨年度には、要介護認定率の市町村別データ、1人当たりの給付費についてデータを見られるようにした。今年7月には、年齢によって相当影響するので、年齢を調整した認定率あるいは年齢を調整した1人当たりの介護費用も見えるようにし、各市町村、各県において自分のところは年齢を調整したときに一体どうなっているか分かるようにした。期間内に目指す成果は、分析して適正化の方策を策定する保険者を100%とし、要介護度別認定率あるいは介護費用の地域差を縮小する。これに向けての検討状況については、現在、社会保障審議会介護保険部会で、次の制度改革に向けて議論している。その一環として今年の4月22日の部会では、地域包括ケア「見える化」システムの効果的な活用あるいは地域分析を含めて幾つかの先進的な市町村の取組や、県の取組の横展開について議論していただいた。参考資料の最後のページに保険者機能の強化ということで、幾つかいい市町村があるが、埼玉県和光市の例を挙げている。かつ、大分県は全県的にいろいろな良い取組を行っている。こうした取組をよく分析して、全国展開を行っていきたい。こうした全国展開の状況等、保険者機能の強化について介護保険部会で議論いただいており、秋以降、本格的に二巡の議論に入って年内に結論を得たいという状況である。

7ページ、検討課題を他のものも含めて書いている。改革工程表に位置づけられたもののうち、2016年末にあるもの。一番上に書いてあるが、年末までに結論を出すと位置づけられたものが書いてある。制度としては医療保険制度、介護保険制度にかかわるものが、この年末までの課題となっており、このうち幾つかは御説明したが、それ以外のものも関係審議会において検討を続けている。

- 新浪会長 厚生労働省からの説明について、御意見をいただきたい。
- 鈴木委員 経済・財政再生アクション・プログラム並びに改革工程表に沿って、様々な取組をされている状況がわかった。それぞれについてぜひ進めていただきたいが、今日は概算要求に向けた検討状況というアジェンダなので、御説明いただいた中で予算が要るもの、要らないもの、いろいろあると思うが、29年度予算の28年度予算との違いや、御説明いただいたいろいろな取組について、予算上ではどのようなメリハリを現時点でお考えになっているかについて、もう少し御説明をいただければお願いします。
- 厚生労働省 御質問の1点目について、29年度予算をつくる中でこういうものがどのような扱いになるかについては、今、説明をした項目には、制度改革にかかわるも

のが柱として入っている。あるいはその取組を強化するという意味もそうだが、予算上どうということになるかということ、基本的には、医療給付費、介護給付費といった給付費のみが抑制される方向で、この制度改革の効果が出てくると思う。概算要求との関係でいうと、夏の段階では医療給付費にしても、介護給付費にしても、前年までのトレンドでまず起きる。そこから年末まで検討していき、年末に予算をセットする段階で改革が成案を得て、かつ、その給付費の減として翌年度効果として見込める状況になれば、年末の段階で給付費自体の伸びを落とす形でセットするということだが、従来の医療保険あるいは介護保険の制度改革を進めてきたときのやり方である。したがって、給付費の減に関して検討していった結果、年末の政府予算案の段階で反映できるかどうかということだと思う。もちろん、29年度予算案はそれだけではなく、その制度を実施するための補助金やモデル的な調査費など、いろいろなものがあり得るが、今日の説明の中には、そういうものは含まれていない。

○高橋委員 各改革の中身の問題ではなくて、好事例を横展開していくことについてお伺いしたい。これは医療・介護分野に限らず、他の省庁、他のテーマでも全部同じことだとは思いますが、まずは例えば好事例ということで事例を抽出する。その次のステップとして保険者とか自治体の数を問題にしていく。最後にそれがどのぐらい効果が上がってきているか。そういうことになっていくと思うが、効果額のところまではまだまだ先だとしても、まず数の把握をお願いできないか提案する。

1つ目は簡単なことだが、数を挙げるときにそもそも母集団が幾つあり、それに対してどれくらいの数なのかが、各部署でわかると進捗度合いもより見えてくるのではないか。2つ目に、数が100とか200になってくると、それが地域別に偏っているとか、どういう特性があるかということもだんだん見えてくるのではないかと思う。参考資料の最後のページに好事例があり、その全国展開のポイントとして5つぐらい挙げていただいている。確かにこのとおりだと思うが、自治体によって特性や偏りがあると思うので、好事例を実施できている自治体のさらなる特性の分析と、逆にできていない地域に偏りがあれば、それはそれで別の要因があると思うので、ボトルネックが何なのかも含めて好事例をどうしたら横展開できるのか、だんだん事例が増えてくると思うので、それらの点についてさらなる分析をお願いできないか。

○厚生労働省 介護の例で言うと、今まさにいい事例を横展開している過程だが、ご指摘のとおり、例えば保険者ベースでは約1,500ある。大分県の取組は、県で幾つかモデル的な市町村を設定し、そこから広げたので、県レベルでの支援といった意味では47ある。それをベースにどう実施するか、ご指摘のとおり、それぞれ1,500なり47をこれから横展開していくうちに、いろいろなデータを見ていくと、例えば要介護の認定率や、いろいろ数値が余り伸びない、あるいは下がっているということが出てくると思うので、そうした幾つかの指標を見ながらうまくいっているところ、あるいは年齢調整した後のいろいろなデータで進捗状況を見ていく。その上で、うまくいっている

ところからより良い事例を抽出し、うまくいかないところはネックをよく探って、それをもう一回みんなにフィードバックしていく。この問題は、できるだけ要介護にならないとか、あるいは要介護になってもまた戻るとか、そういった意味では本人にとって元気に暮らすことは絶対に良いことであり、併せて財政的な効果もあるので、そうしたことにきめ細かく取り組んでいきたい。

○古井委員 介護保険や医療保険の保険給付には歴史があり、それぞれの保険者にある程度主体性があるが、6ページ目のデータヘルスの計画は1,400健保全てから提出されているという話だが、1年半前に始まった事業であり、まだまだ主体性を持って取り組む優先順位が非常に低い。したがって、それぞれ「見える化」をしてDoをした後のCheckおよびActを丁寧にやられるといいと思う。また、保険者努力支援制度や加算減算制度、激変緩和制度に関しても、それに組み込んだあるいは適用された保健事業にどのような効果が出たかをしっかり見きわめていかないと、このデータヘルスの本当の成果、あるいは推進力にはならないと思うので、この1、2年は丁寧にPDCAを回していけるよう、ぜひ寄り添っていただきたい。

○大橋委員 インセンティブ改革は重要な論点だと思っている。インセンティブ推進の成果として、例えば自治体数とされているが、そもそもどのようなインセンティブを入れるのかが極めて重要だと思う。そういう意味では、最も費用対効果の高いインセンティブを推進していくということだと認識しているが、そのためには幾つかのインセンティブのポートフォリオの中での費用対効果の評価がまず前提条件としてあると思っており、その点にしっかり取り組んでいただいた上で、推進していただければと思う。

○佐藤委員 資料1-1、5ページについて。「見える化」を進めて地域差を分析することはすごく大事だと思うが、やはりポイントになるのは説明できない地域差を明らかにしていくことである。まず、改革のプレッシャーや、改革に対する問題意識を自治体や保険者に持ってもらうためには、自分たちがこれまでやってきたやり方とは違うやり方でうまくいっている、同じような属性を持った自治体があることを知ってもらう必要がある。例えば、高齢化が進んでいること自体が給付費の伸びの言い訳に使われては困るので、高齢化が進んでいるけれども、実は他の自治体ではもう少しまくやっているから給付の伸びが抑えられている。そういったことを「見える化」することで自分たちがこれまで実際にやってきたことが本当に正しかったのか問題意識を持ってもらうことが、改革の第一歩だと思う。そういう点でベッド数や医療費などいろいろと「見える化」しているが、説明できない地域差は何なのかを明らかにすることで、各自治体に、自分たちの取組に対して、もう少し本格的な取組をしなければいけないのではないかと問題意識を持ってもらうことが重要ではないか。そこは多分「見える化」ポータルサイトの問題かもしれないが、自分たちの自治体と類似した自治体において、例えば給付や保険者の取組を明らかにし、自分たちがその中でどう位置づけられているのか。平均より高いのか低いのか、そこを明らかにしないと改革

に向けたプレッシャーにはならないのかなという気がした。

○新浪会長 私のほうから数点申し上げる。

ぜひともインセンティブ改革は成し遂げていきたい。厚生労働省単体の取組というよりも、国全体で、健康になると何がいいのかを国民に示すべきである。健康長寿に向けては、御案内のとおり、人口減少の中で生産性向上が必要であり、年齢の高い方々にも働いていただきやすい環境を整備すべきである。最期に迎える終末期医療については別途議論をしなければいけないが、社会保障にかかわるインセンティブの仕組み作りをもっと厳しく、激しくやっていかなければいけない。厚生労働省がやるだけでなく、今、我々がもっと激しくやるように、ぜひ委員の皆さんにも、分析をお願いしたい。メディアに示すことも検討し、なぜ数値が悪いのか、また、良い成果が出ている自治体もあることを、世の中に伝えていくことが「見える化」の大きなポイントであり、実はこの「見える化」こそがインセンティブになる。特に、出来ていないところがなぜ出来ていないのかということは、その首長さんにしっかり説明していただくことになると思うが、ぜひとも厚生労働省にはその指導をして頂きたい。「見える化」こそがインセンティブであり、これをどう活用していくかがすごく重要ではないかと思う。ただ自治体間の数値の違いを指摘するだけでなく、どうやって成果が上がったのか、また、どういう努力をしているかということもきちんと伝えていくことが必要である。こういう意味で、厚生労働省の仕組みは、いわばサイロの中でやっているようなものだ。私たちがやらなければいけないのは経済・財政一体改革であるが、経済の発展にもつながっていくという意味では、健康になれば当然のことながら生産性が上がる。もう一つ、ぜひ健診のデータとレセプトデータに関する取組の進捗度合いをご報告いただきたい。これらは最終的にはビッグデータになっていくため、このデータをどう分析して、どういうプロダクトが出てくるのかが大変重要である。レセプトは既に病気になった人々のデータなので、未病という意味では健診データをどう活かしていくかが大変重要であり、この健診データを収集するためにも、健診受診率の向上は大変重要である。そのための予算措置はあってしかるべきである。逆にどこかで予算を減らさなければいけないわけだが、未病・重症化予防は、出だしのところにお金をかければ、後のほうでお金がかからなくなってくる。こういったことももう少しわかりやすく説明し、実施していただくことがいいのではないか。再三申し上げているが、我が国は健康立国になることを目指しており、ぜひともそれに向けて、部分最適な話ではなく、もっと全体像を捉まえた話を私たち自身がしていかなければいけない。

次に、総務省から説明をお願いします。

○総務省 資料1-2、1ページ。まず地方交付税に係る取組について。本年3月29日に地方交付税法等の一部を改正する法律が成立し、その後、この法律に基づきトップランナー方式の反映等を含め、算定作業を行い、7月26日に普通交付税の額を決定した。今後29年度以降の取組について、さらに検討を行う予定である。トップラン

ナー方式と整理しているが、28年度から新たに導入して、検討対象の23業務のうち今年度は16業務について、民間委託等の業務改革を行っている地方団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映した。今後、残る検討対象である7業務について、国会審議あるいは地方団体の意見等を踏まえて課題等を検討し、可能なものから導入していきたい。まち・ひと・しごと創生事業費における取組の成果の一層の反映について。平成27年度に創設したが、この地方交付税の算定のうち、人口減少等特別対策事業費について、平成28年度においては取組の必要度に応じた算定としては5,000億円、それから、取組の成果に応じた算定としては1,000億円である。多くの団体では平成27年度に地方版の総合戦略を策定したところなので、今後その総合戦略に基づく取組の成果の実現の状況、地方団体の意見等を踏まえながら、取組の成果の一層の反映を検討したい。

2ページ、公営企業・第三セクター等の経営の改革の関係。骨太の方針2016に沿って公営企業会計の適用の拡大、抜本的な改革の検討、経営戦略の策定推進、第三セクター等の経営改革、この4つを推進していく。まず公営企業会計の適用拡大について。今年4月時点における全都道府県、市町村の取組状況を公表した。人口3万人以上の団体のうち、適用済み及び取組中の団体の割合が下水道事業では92.9%、簡易水道事業で86.0%、前回に比べてかなり進捗している。引き続きこの適用拡大を着実に進めていく。抜本的な改革の検討について。5月に公営企業の経営のあり方に関する研究会を立ち上げた。公営企業の事業ごとの抜本的な改革の方向性、方策等について年度内に取りまとめを行う予定である。また、抜本的な改革の取組状況調査を踏まえ、優良事例を作成して横展開を図っていく。次に、経営戦略の策定推進について。今年1月にガイドラインを策定、公表して、地方公共団体における戦略の策定を推進している。今後その策定状況調査の公表など、取組状況についても「見える化」を進め、経営戦略の策定を強力に促進していく。第三セクター等の経営改革について。この6月に公表した第三セクター等に対する損失補償等の財政的リスク等の調査を、平成27年度決算についても実施中であり、今後、公表する。また、年度内に第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表を行うなど、今後とも改革を推進していく。

3ページ、地方財政の「見える化」について。住民1人当たり行政コストの性質別、目的別の網羅的な「見える化」、また、住民1人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」について、平成27年度決算から総務省のホームページ、それぞれの団体のホームページで公表している財政状況資料集において、経年比較や類似団体比較を含めて、住民1人当たりの決算額の徹底した「見える化」を図る。具体的には、現在は性質別経費のうち人件費、普通建設事業費、交際費のみを、右の人件費の表のような形で公表している。平成27年度決算からは性質別経費として、その他のほとんどの経費、物件費、維持補修費等を

加え、普通建設事業費の新規整備、更新整備の区別も明らかにするとともに、目的別経費についてもそれぞれの項目を同様に公表していく。これにより維持補修費や普通建設事業費の更新整備分といった住民1人当たりの維持管理に要する経費も経年比較、類似団体比較が可能な形で明らかになっていく。

4ページ、公共施設等総合管理計画の取組状況について。この4月1日時点での計画の策定状況は表のとおりである。全団体において計画を策定する予定であり、うち443団体が計画の策定済みである。また、要請期間である今年度中には、ほぼ全ての団体において策定が完了する予定である。総務省のホームページにおいては、この策定状況とともに、既に策定済みの団体名も公表している。

5ページ、表に示したように施設の保有量、維持管理、修繕、更新等にかかる経費の必要見込みなど、各団体が策定した計画の主たる記載項目を横比較できるよう、各団体分を統合して今年度から総務省のホームページで公表していく。この集約化、複合化等の方針についても掲載できるよう、現在、準備を進めている。

6ページ、公共施設等の老朽化対策の進捗状況の「見える化」について。これについては固定資産台帳の整備にあわせて新たに全体及び施設類型ごとの公共施設等の老朽化度合いを示す指標を、先ほど説明した財政状況資料集において経年比較、類似団体比較も含めて公表する。また、固定資産台帳により把握可能となる公共施設等の施設類型ごとの1人当たり面積等についても、財政状況資料集において経年比較、類似団体比較を含めて公表していく。資産老朽化比率については、将来負担比率などの既存の指標と組み合わせる用いることにより、それぞれの団体の今後の財政状況の課題を多角的に把握することにも活用する。例として、資産老朽化比率の既存の指標との組み合わせとして、将来負担比率との組み合わせのケースを示している。この団体においては将来負担比率が下がっているが、資産老朽化比率が上がっていった状況である。こういう団体について、分析としては必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、あるいは単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性、様々なケースが考えられる。他のデータともあわせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めながら、将来の財政負担についてさらに分析していく。

7ページ、窓口業務のアウトソーシングの取組の推進、自治体の広域化、共同化について簡単に説明させていただきたい。昨年8月に総務大臣の技術的助言として通知を発出しており、これに基づいて取組状況の「見える化」を実施し、それを毎年度フォローアップしていく。

8ページ、「見える化」の公表イメージ。平成27年4月1日現在の各団体における取組状況や今後の対応方針等を「見える化」して、類似団体の比較、全国平均との比較をできるようにする。また、日本地図への一覧化等により比較可能な形にして、本年3月に公表した。

9ページ、今年度の「見える化」調査についてのスケジュール。8月中旬から9月上旬にかけて、総務省における市町村分のヒアリングを実施して、この中で都道府県の支援の方向性などについても確認していく。

10ページ、骨太にも位置づけた業務改革モデルプロジェクトについて、今年度1億円の予算を確保している。具体的には窓口業務あるいは内部管理業務の業務改革モデル的な取組について、BPRの手法を活用した業務分析や計画策定などの検討経費を支援することにしており、これによって他の地方自治体への展開を後押ししている。11ページ、本年度選定した7つの団体である。

12ページ、自治体の境界を越えた広域化、共同化の取組について。連携中枢都市圏構想については、圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して経済成長の牽引あるいは高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少社会においても活力のある社会経済を維持するための拠点を形成する目的のものである。現時点では13ページのように、16圏域が形成されている。14ページ、連携中枢都市圏の形成を目指す圏域を後押しするために、平成26年度より委託事業を実施している。28年度においても取組を支援することとしている。この委託事業の成果については、ここにあるように矢印が2つ出ているが、1つは個別団体の取組の支援、もう一つは全国的な施策へのフィードバックである。15ページ、平成32年度までに圏域数30というKPIを設定している。これを踏まえて29年度においても引き続き委託事業を実施する必要がある。最後に、16ページ、定住自立圏構想について。これは人口5万人以上の都市が近隣の市町村と連携して、これは生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を行うことにして、定住の受け皿を形成するという目標である。27年8月現在で94圏域、28年7月現在で110圏域となり、32年度までに110圏域というKPIを設定して、取組を進めていく。

17ページ、自治体クラウド関係について、政府CIOを主査とする国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、全国56グループの分析、整理・類型化を行ってきた。その結果、各自治体においては、概ね自らが当てはまるパターンを見つけ得るだろうと思われるので、これらの成果を自治体クラウドの導入に当たっての手順とポイントという形で作成して、広く周知を図りながら導入の取組を加速させてまいりたい。18ページ、(6)費用関係についてはサーバーの運用費あるいはSEやオペレーターの人件費等々の削減、アプリケーションソフトの改修費の削減等の大きな効果があるとともに、人材ノウハウの共有化などの効果も認められた。一方、(4)対象にあるように基幹システムや、内部管理システムが中心になっているので、職員の皆様の働き方、組織のあり方にも大きな影響があることから、政府CIOを中心としてできるだけ多くの首長、トップの方々にも直接説明を申し上げながら、強力な取組を推進していきたい。

○新浪会長 それでは、今の御説明について御意見をいただきたい。

○高橋委員 トップランナー方式について、導入に当たって大変な御苦勞をされたこと

は重々承知しており、敬意を表させていただく。自治体側の反応としては、「トップランナー方式の導入そのものについては賛成であり、必要なことだと思う。ただし、新しい基準があって、そこに向けて取り組んで果実が上がってくると、その果実がすぐに取り上げられてしまう。具体的には地方交付税の減額などにつながっていったら、取り組む意欲、インセンティブは湧かない」という反応をされる首長さんがいらっしゃる。しかし、これは事実と違うのではないかと思う。どうしてそういった反応になってしまうのか。総務省として自治体の方とどういう話をされているのか説明いただければと思う。この点は、残っている7業務に今後トップランナー方式を導入していく上でも影響があると思うので、その取組状況について説明いただきたい。

- 総務省 自治体からいろいろな反応があることは事実だと思う。1つは、哲学論争みたいな話になるが、固有財源の地方交付税を政策誘導に使うべきではないという一番一般的な議論。それから、今、御指摘いただいたように、経費を削っていくことによって、経費を削ることに努力すればするほど、結果的に交付税が減らされてしまうのではないかという議論は常にある。現状では、トップランナー方式で基準財政需要額と基準財政収入額の双方を算定しているが、基準財政収入額については税の徴収率を引き上げる算定をしており、これは徴収率を引き上げて税収が上がった分だけは特例債や臨時財政対策債を縮減する形で整理している。もう一点は基準財政需要額の方だが、確かにトップランナー方式を導入することによって民間委託の経費を置き直していくので、その分の経費は圧縮されることになり、社会保障の経費等、当然の増がある。トータルとして財源を確保するという地方財政の計画の枠の中で、減ったものは減るし、増えるものは増える。全体としては一般財源の実質的な水準が昨年度を下回らないように確保するという観点で整理しているので、地方団体にもそのような説明をしているが、先程申し上げたような感覚が、なかなか消えない。昔からそのような議論があるので、趣旨を説明し続けるしかないと考えている。
- 山田委員 自治体クラウドを含めた所謂ICT化についてだが、民間企業でも生産性を向上させるために業務のICT化をどんどん進めている。ある企業ではICT化により生産性を高める運動をHalf-Twice運動と言っている。Twiceはお客様の利便性、自治体で言えば恐らく利用者、納税者の利便性なのだろうが、そこを倍にしようということ。これは当然なのだが、あわせてHalfと言っている。これは何かというと、ICT化を進めることによって人員を効率化しようということ。要するに人を半分に減らして利便性を倍にすることを目標にしていると伺って、なるほどと思ったことがある。クラウドなども含めた取組について非常によろしいと思うが、ぜひ利便性の倍増と併せて人員の削減、効率化を目標に入れて取り組んでいただきたい。
- 総務省 御指摘いただいた内容も、これからつくるポイントの中にしっかり明記してまいりたい。
- 佐藤委員 これはむしろ我々が考えるべきことかもしれないが、公共施設等総合管

理計画は、今年中にできるだろう。次に個別の施設についてこれからどのようにして改修するか、あるいは縮減していくかということが次の課題だと思うが、それについては国交省で例えばPFIの活用であるとか、そういった議論があると思うが、この辺はどういう形で、国交省の個別の事業と、総務省の全体の話は、自治体レベルでどういう形で連携されているのか。あるいは実は全くばらばらなものとして議論されているのか。特にPFIについては、人口20万人以上は原則入れてくれという話をしていると思うが、このあたりは省庁をまたがる話なので、どのように連携し、関係を持っていると理解すればよいか。

○総務省 直接的な答えになっていないかもしれないが、まずは全ての施設についての管理計画を立てて、どの程度の経費が将来かかるかを推計する。今後は施設ごとに見ていくことになる。それぞれの施設ごとにそれぞれの担当の省庁があり、いろいろな政策があるので、その中で何が一番その団体にとって有効になるかということそれぞれの団体が判断していくことになると思う。そのときにいろいろな条件なり材料として、こういうものがあるという情報を、状況を見ながら、総務省からもできるだけ出していき、それぞれの団体で施設別の管理計画ができるだけ実効性の高いものになるように我々もサポートしていくことになると思う。

○赤井委員 これまでもたくさん議論しているが、簡単に2点だけ。1つ目は財政関係の「見える化」として、財政状況資料集は本当に見やすく私たち研究者もすごくよく使っており、便利になっているので、それを徹底していただきたいが、最近の流れで言うと、資料1-2、6ページに、老朽化対策としての「見える化」をしっかりとやっていくことが大事だと思う。資産老朽化比率を表にするのはいいが、これは高いから良いか、低いから良いかということが難しく、低くてもお金をたくさん使い過ぎている場合は効率的ではないので、そういう意味では6ページの③の指標をどのように読み込んでいくかが、今後重要になってくる。この表で右下がりだとかどうのこうのという議論だが、縦軸も横軸も比率なので、この比率をどの様にとるのかであるとか、比率のとり方によって急になったり平らになったりするるので、その点をどのような形だと良いのか悪いのかという判断基準を検討していれば教えていただきたい。また、検討していなければその検討が必要ではないか。

もう一点は13ページ、14ページの行政の方だが、連携中枢都市圏については公開プロセスにも参加して議論してきたが、14ページの下にある全国的な施策へのフィードバックが最も重要である。これまでもいろいろな構想がつくられて、市町村合併できなかったところでどの様に連携していくのかを議論してきたが、なかなか長期的に価値ある形につながっていないように思うので、この14圏域では、何が鍵となりうまくいっているのか、その鍵を見つけた上で、キーポイントに対して国税の措置とか財政措置を、まさにインセンティブであるが、そこに向ける形でぜひつくっていただき、全国への波及も行っていただきたい。

- 総務省 資産老朽化比率について、まさにこれからつくっていただいて、その実態を見ながらになるので、御指摘も含めて、これからどの様に基準として使えるかさらに研究したい。連携中枢都市圏については、フィードバックに当たって、どこがどういう点でうまくいっているのか。逆にうまくいっていないところはどのような点なのかを十分踏まえながら、検討していきたい。
- 伊藤由希子委員 資料1-2、6ページの老朽化対策の、「考えられる分析」という記載について、「老朽化対策は先送りされている」か、あるいは、「うまく資産を使っている」というような両極端な分析が出ていて、これでは実際の施策はいかようにも解釈できてしまうので、もう少し指標の補強が必要ではないか。また、それを算出するに当たってそれぞれの自治体の固定資産台帳を整備することと、それぞれの自治体の貸借対照表を整備するというかなり高い情報基盤のハードルがあると思う。現状においてこれらがどのくらい整備されていて、今後、どのように進捗を図っていくのか。その情報基盤がそろわなければ、老朽化比率も出てこないわけで、その計画状況について教えてほしい。
- 総務省 固定資産台帳の整備状況は、整備済みが476団体で26.6%、整備中が1,221団体で68.3%という状況である。資産老朽化比率は財務諸表の中で減価償却により計算していくので、これと実態の使用可能な年数には、かなり乖離があるのではないかという議論がずっとされている。特に自治体でも単年度ごとに相当維持補修に丁寧にお金をかけて、長い期間使えるようにしている団体では、資産老朽化比率が高くなっても実際に使える年限はもっと長かったりであるとか、そういった個別の努力や実態をどう反映していくかという問題もあるので、そういうことも含めて、これから実態を調べていく中で、個別の自治体それぞれの施設の使用可能な年限という考え方をどう整理していくかも含めて検討中である。
- 高橋委員 個別施設ごとではなく、自治体が持っている資産トータルで見たときに、更新していくための、あるいは将来的な1人当たりのコスト負担で見ていくと、恐らく自治体ごとの運営の巧みさも1人当たり経費のところには跳ね返ってくるのではないかと思います、トータルの1人当たり負担の将来像をお示しいただきたいと、前々から申し上げていたが、いかがか。
- 総務省 まだ進行中であるが、資料1-2の5ページをご覧くださいと、かなり長期にわたって、今あるものを更新していくとどの程度お金がかかるかを単純に把握することから着手することになる。例えばこの表の一番上の○県A市というケースでは、現状では直近5年平均で約54億円かかっている。40年間の年平均で85億円。これをこれからどう圧縮していくかという話と、40年後の人口推計をどう見込んでいくか。そこを全部組み合わせて1人当たりという指標を各団体で工夫してつくっていくことになると思うので、もう少し工夫する時間をいただきたい。
- 新浪会長 次に、文部科学省から御説明をいただきたい。

○文部科学省 資料1-3、1ページ、文部科学省では経済財政運営と改革の基本方針2016の歳出改革等の考え方に基づき、公的サービスの産業化として民間資金の導入を促進させる国立大学の経営力強化、産学連携関係施策のマッチングファンド型制度の適用加速。インセンティブ改革として自己改革・新陳代謝を促進させる国立大学の経営力強化。公共サービスのイノベーションとしてICTを活用した遠隔授業の拡大。その他ワイズ・スペンディングの取組として学校の業務効率化・業務改善、教職員定数の見直し、教育におけるエビデンスの提示の取組などを進める。

2ページ、国立大学の経営力強化について。平成27年6月に策定した国立大学経営力戦略及び経済・財政再生計画の改革工程表に基づいて取組を進める。

3ページ、昨年6月に策定した国立大学経営力戦略をまとめているが、この中の具体的内容の(1)にあるように、各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組みを新設することで、4ページの図の右上に掲げている重点支援枠として①地域のニーズに応える人材育成・研究、②分野ごとのすぐれた教育研究拠点やネットワークの形成、③世界トップ大学と伍して卓越した教育研究、これらを推進する取組を行うことにより、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進する。

5ページには28年度それぞれの大学の構想、取組について評価をした結果の予算への各大学への配分の反映状況を示しているが、今後、毎年度、各国立大学の取組構想の進捗状況を確認するとともに、予め設定した評価指標を用いて評価し、その結果に基づいて運営費交付金の重点配分に反映させることで、PDCAサイクルに基づいた大学改革の推進を図る。また、民間資金の導入については、6ページにあるように本年5月、通常国会で国立大学法人法の一部を改正する法律が成立した。その中に、国立大学法人の資産の有効活用を図るための措置についても盛り込んでおり、具体的には教育研究活動に支障のない範囲に限り、土地等を第三者に貸しつけることができることとすることや、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲でより収益性の高い金融商品に拡大するというような内容を盛り込んで成立した。これは来年4月1日から施行し、その準備を進めている。これらの改革工程表に掲げられた施策を着実に実行するとともに、各大学における取組の進捗状況についてフォローアップを行い、民間資金導入を促進して参りたい。

7ページは税の関係であり、寄附金の獲得をさらに、特に小口寄附に有利とされる税額控除制度を導入することで、28年度から国立大学法人等が行う学生の就学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除の導入が行われるので、これらも積極的に活用することを進めていきたい。

8ページ、マッチングファンドについて。民間からの資金導入の加速に向けて、産学連携関係施策にマッチングファンド型の制度の適用を推進している。具体的には

バックキャストによる目標・課題設定を通じた大型の産学共同プロジェクトや、事業化に至るまでの段階や分野に応じた研究開発支援に加えて、平成28年度からは新たに産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムを開始している。9ページにその概要を示しているが、このプログラムでは基礎基盤研究段階の非競争領域における産学共同研究を民間資金とのマッチングファンドにより多数の企業から資金、人材を呼び込みながら実施し、組織対組織の本格的な産学連携を図ることになっている。現在、公募をしてその選定をしているが、人工知能やIoT等の情報通信分野や革新的材料、ものづくり分野など多岐にわたる分野の基盤技術に関して提案が来ている。

10ページ、学校の業務効率化等について。教員が教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う日本型教育については、国際的にも高く評価され、子供たちの人格的成長にも大きな役割を果たしているが、学校を取り巻く環境が複雑化する中で様々な課題が教員に集中し、授業等の本務に専念しづらい状況や、長時間労働の実態が生じている。こうした状況を解消するため、改革工程表に基づき教員が子供と向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持って子供たちの指導を行える環境の整備に取り組んでいく。11ページ、具体的には、6月に発表した学校現場における業務の適正化に向けての報告を踏まえ、教員が担うべき業務に専念できる環境整備の推進、部活動における休養日の設定など負担軽減の推進、長時間労働という働き方を改善し、勤務時間管理の適正化を推進していく

12ページ、教職員定数の見通し等について。工程表に基づき、まず2(1)教育政策に関する実証研究の推進に取り組んでいる。このうち①、②及び④については、記載の研究者がチームをつくって既に研究を開始している。また、③と④の一部の委託研究については現在、公募審査手続を進めている。これと並行して2(2)全国学力・学習状況調査の詳細データについて具体的な貸与ルールの年度内策定に向けて、この夏には専門家会議において論点整理を行う予定である。

13ページ、来年度の教職員定数については骨太方針やニッポン一億総活躍プラン等を踏まえ、必要不可欠な定数を要求し、厳しい財政事情も勘案した要求となるよう最大限努めていく。同時に、先ほど説明した実証研究を充実させるとともに、業務の適正化を推進していく。これらの取組を進める中で、今年度にも予算の裏づけのある教職員定数の中期見通しを策定したいと考えている。これに関連し、義務教育費国庫負担金の現状について簡単に説明する。小中学校の教職員の給与費は3分の1を国が負担するが、負担金の上限額は教職員定数と標準的な給与単価により算定される。毎年度の予算では少子化に伴う定数減を見込み、給与水準の動向等も踏まえて積算を行い、都道府県の給与負担事務に支障がないよう必要かつ十分な額を計上する。近年の執行率は99%程度で推移している。こうした現状も踏まえて引き続き適正な執行に努めるとともに、教職員定数に係るワイズ・スペンディン

グに向けた取組により、義務教育費国庫負担金についてのPDCAサイクルを確立していきたい。

○新浪会長 それでは、御意見をいただきたい。

○伊藤元重委員 2つ質問させていただく。1つは資料1-3、6ページ、大学の資産の有効活用として、不動産の利用や、金融商品の幅を広げるとあるが、大体の相場観で結構だが、5年ぐらいでどれくらい国立大学の資金の強化があるという見通しなのか。目標という意味ではなく、あくまでも相場観でいいのでお聞かせいただきたい。2つ目は12ページにあるエビデンスに関する研究の件だが、こういう形で進めていただくと大変結構なので、ぜひ進めていただきたいが、この研究を行っている方以外の教育に係る、あるいは関心を持っている方は多くいらっしゃるのでは、そこで成果をもみ合うというか、議論してもらいたい。つまり今回の研究に基づいて今後の予算へ反映するというだけでなく、その中間段階でよく結果を共有しながら議論することか大事だと思うので、それについて何かお考えがあれば教えていただきたい。

○文部科学省 1点目の土地の貸しつけについて、寄附金の運用等による自己収入の増加の額は、今の段階で相場観は正直ない。いずれにしても、今回これが制度として始まったところであり、運用についても1年目ですぐに収益がどんどん上がっていくかという、なかなかそういうことは難しいかと思っているので、御指摘いただいた5年間ぐらいでしっかりと実績を積みながら、だんだん上がっていくようなものになるのではないかと思っている。土地についても今、各大学から要望をいただいたところについて、どういったことがあるのか相談しているが、そこで全体の額、本当にそれがまだどういったところを認めるかという基準を年内にでも策定中なので、それにもよってくると思う。エビデンス研究についての御指摘については、ご覧いただいているとおり、数多くの自治体にも御協力をいただきながら真摯に研究を進めていきたいと考えているので、中間報告なりを、できるだけ広く共有しながら議論を進めてまいりたい。

○山田委員 資料1-3、11ページの学校現場における業務の適正化に関してだが、この部分でもICT化について触れるべきではないかと考える。もちろん生徒、児童のICT教育が必要であるとともに、教える側にとってもICT化は生産性向上につながり、業務の効率化に資するのではないかという印象を持っている。ICT化については持ち越しになっているのか、或いは議論されているが敢えて今回は記載しなかったのかについて、ご説明を頂きたい。

○文部科学省 11ページの重要課題の業務改善として◇マークの3点目に統合型校務支援システムの整理としている。今回のこの報告は基本的には子供に対する教育の内容とか方法というよりは、教員の業務の適正化の観点なので、統合型校務支援システムをできるだけ速やかに広めていくことで、ICTを活用して教員や事務職員の負担をできる限り軽減していきたい。可能であれば、財政的な支援について検

討していきたい。

○牧野委員 2点、地域との関わりについてと、優良事例の横展開という視点でお聞きしたい。1つは地域との関わりとして大学の果たす役割についてどういった指標、方向性で考えていくか。これまでもセンター・オブ・コミュニティという考え方を打ち出されて、そうした地域における貢献度合を考えてきたのではないかと思うが、それをどういう形で「見える化」して、全国展開しようとしているのかお考えがあればお聞きしたい。また、小中高校の関係については、当然この業務の適正化を考えていくとすると、地域との関わりをどのように整理していくかが非常に重要になってくると思う。まさにコミュニティ・スクールのような発想が入ってくることで、教員だけが地域の子供たちの教育に携わって全ての責任を負うという話ではなく、地域全体でその役割分担をしていくという考え方は非常に重要だと思う。そうした考え方に立つと、小中高においてある程度モデル的な取組が出てきて、それを全国展開する仕組みをつくれぬか。特に国立の小中高を持っているので、モデル的な取組を示していくことはできないかどうか、お聞かせいただきたい。

○文部科学省 大学の地域との取組について、今回、重点支援枠で支援した中で、例えば岩手大学は、地域における人材育成という形でプロジェクトの戦略を挙げているので、これに対して評価する中で、しっかりとKPI等を立てて戦略を立てているので、それについて各大学も含めて広くどういったことを岩手大学がやろうとしている、また、これについてどういう評価をし、それらがどういうKPIで今後評価されていくことになっていくか。また、その進捗状況についてしっかりと皆様にお知らせをする。86全ての大学について重点支援枠をそれぞれ挙げていただいております、そういった形で各大学がどういったことをしているのか、また、地域においてそれがどのような形で根づいていって、KPIが達成されているのかということについてしっかりとお示しする中で各大学が、他の大学の例を見習いながらやっていただきたい。コミュニティ・スクールと地域とのかかわりについては、教員のみでなく地域の方々が学校を支えるという点については御指摘のとおりだと思ふ。御紹介いただいたコミュニティ・スクールは既に2,800を超える学校で取組が進んでいるが、私どもとしては全ての学校がコミュニティ・スクールになることを目指して、どういう形までできるか分からないが、法令的な制度改正も含めて取組を進めていきたいと考えており、国立についてはこの中でどういう対応ができるかを検討してまいりたい。

○赤井委員 12ページ、先ほど伊藤委員からも議論があったエビデンスの会議について。実際に、エビデンスに関する研究の会議が行われており、この4つの研究が進んでいるが、詳細を教えていただいたところによると、仕方ないことであるが、4つがばらばらのプロジェクトで動いている。その結果を見きわめることはいいが、ぜひそのエビデンス会議とか、統合したところでは財政の視点も入れていただきたい。様々な政策のうちどの政策が一番効果的なのか、つまり効率的、効果的な政策はどういう

ものなのかという4つ全体を見た上での政策のあり方も議論しながら、さらにそれぞれのプロジェクトの中での研究に活かしていただく。教育の財政を研究している人は限られるので、どうしても教育経済学とか社会学の専門家の人に議論していただくことになるが、そのエビデンス会議には大橋先生も入られていると思うが、全体を見た上で財政の視点を議論していただければと思う。

○文部科学省 御指摘いただいたとおりの方向で進めたい。大橋先生を含めた4名の専門家から成る有識者会議の御指導、御助言を踏まえながら、今いただいたご指摘も踏まえて研究を進めてまいりたい。

○佐藤委員 3点ほど。1つ目、8ページのマッチングファンドについて、累計効果は45億円と見込んでいるが、これはどういう根拠だったのか。2つ目は、業務改革、いわゆるチーム学校。コミュニティ・スクールという言葉も出てきたが、先生方が本来の業務に専念できるように業務アシスタント的な人たちを活用しなければいけない。それは流れとしては分かるし、地域の中で学校を支えていくことも大事だと思うが、それと最後に出てきた義務教育費国庫負担金の話がどうつながるのか。義務教育費国庫負担金は、結局のところ教職員の定数で決まるので、こういう業務アシスタントの人たち、あるいは何らかのそういう役割分担を学校の中で進めていくときに、これが今の補助金の決定システムとうまくリンクするのかどうか。ここのところはどのようにしてこれからの業務改革のところと補助金とをつなげていくのか。3点目は、先程から出てきているエビデンスの話で、12ページの分析を行うのは結構だが、これはどういう工程表で、いつまでに成果をまとめて、いつまでに結果を反映させるのか、のんびり研究していたら2020年を過ぎてしまうので、研究の工程表はどうなっているのかを教えてください。

○文部科学省 1点目の質問、8ページに効果と書いているが、ここで進めようとする施策は2つあり、1つは現在のマッチングファンド型の事業に対して、さらに民間からの資金を入れて、今後5年間で少しずつ増やしていき、5年間で累計15億円ぐらいに増やそうという考えである。また、②の今年度から開始した産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムでは、現在、審査中だが、研究領域・共創コンソーシアムあたりの共同研究の件数にして10件程度を採択し、それに対してトータルで1年間で6億円程度の民間資金を呼び込みたい。これを5年間続けてトータル30億円、15億円と30億円を足して45億円という計算である。2点目の義務教育費国庫負担金と業務アシスタントの関係について、御指摘のとおり業務アシスタントは負担金で対応するのではなく、チーム学校ということで、様々な専門的な地域の支援を受けながら進めていこうというものである。13ページに国庫負担金の現状を書いたが、義務的経費に関して不用額のあるもの等についても説明をという指摘があったので、載せている。

3点目のエビデンスに関する研究の工程表については、4月12日の教育、産業・雇

用等WGで配布した資料に、4つの研究テーマごとの2016年から2017年、物によっては2018年までかけた内容の工程表を記載しているので、御確認いただきたい。

- 高橋委員 義務教育費国庫負担金の現状について、関連して質問させていただく。最後のページの毎年度の予算は、「少子化に伴う教職員定数の減を見込んだ上で前年度実績や給与水準の動向を踏まえて積算」という点はわかるが、その後ろの「都道府県の給与負担事務に支障が生じないよう」という点がよくわからない。もう少し砕いて説明をいただきたい。これが1点。

2点目は、11ページの業務の適正化のところ、3ポツで長時間労働の働き方を改善するとあるが、民間の場合は要するに労働時間の長さによってその人の価値を測るみたいなやり方が長時間労働を生んでいるということで、より違う指標、例えば成果を入れてその人の価値を測ろうという話になるわけだが、学校の先生の場合は価値観とおっしゃるが、何によってどういうふうに文化なり価値観を変えるのか。教師の評価に直結しているのであれば、そこを変えなければいけないと思うが、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

- 文部科学省 1点目の義務教育費国庫負担金について都道府県の事務に支障が生じないようというところだが、支障が生じないようというのは、国から十分な予算を確保していない場合に、一時的にお支払いができないということがある。その場合、当然ながら雇っているのは都道府県なので、都道府県は条例に基づいて払わざるを得ない。その間、都道府県が立て替えしておかなければいけないこともあり、平成16年度にそういうことがあった。そうした事務の支障が生じないように十分な額を計上し、と書いたが、それでも一番下に数字を載せているとおり、執行率はほぼ99%ないしは最終的には99.7%、ぎりぎりのところで予算のやりくりをしている。

2点目の長時間労働についての文化、働き方を改善することについては、なかなかおいそれと単純にできるものではないと思う。したがって、この報告書に書いた部活動についての取組や、給食費等の徴収に先生が相当な時間がかかっているの、こういったことから順次業務の改善を進めていき、本来先生がやるべき生徒と向き合う時間であったり、授業の準備であったりに向けていきたい。

- 高橋委員 1点目についてだが、お金が足りないから結果的に補正を組んだりするための事務負担が生じるという。それは結果であって、財政的に見合っていないからそういうことになる。事務負担の問題ではなく、そもそも財政上、合っていないところに問題があるわけなので、そこをどうするかということが問われなくてはいけないと思うが、いかがか。

- 文部科学省 御指摘のとおりだと思う。きちんとした推測をもとに予算要求していくわけだが、非常に大きな額なので、予算の規模がほぼ99.7%とか約99%なので、こうした形で自治体に迷惑をかけないようにきちんと予算を確保していきたい。

- 新浪会長 私のほうから1点、教育による負の連鎖について伺いたい。今までは義

義務教育の費用だけで済んでいたが、実態としては塾に行ったりといろいろなお金がかかってきているという現状がある。世界的にソーシャルデバイド、つまりリッチとプアの2つに分かれていってしまうが、それにより大きな影響を受けるものの1つが教育だと言われており、日本で実際に負の連鎖が起こっているのかどうかを調べる必要がある。もし負の連鎖が起こっているのだとすると、義務教育だけで全てが語れるのか、定かではなくなってくる。教育の実証研究の中に、もう少しその様な実態調査も入れてもらいたい。結局、塾に行き、私立に行くことで、傾向ではあるが、それが最終的にはある程度恵まれた職にもつける。義務教育というのはどういうものなのか。また、義務教育しか受けられないことにより結果として負の連鎖を生んでいないか、もしくは義務教育さえも受けられていないのか。教育は機会平等に得られるべきだが、どこまでが平等に受けられるのがあるべき姿なのか。平等な機会が得られても生まれる差は何なのか。こういった問題は世界的に大きな課題であり、大変大きな視点だと思う。もう少し細かに、恵まれている方々とそうでない方々の行く先がどうなっていたか、あるいは健康度合の違いといったことも研究していただきたい。そして、それをどう改善していけば良いかをご提案頂きたい。理想論を言うわけではないが、日本は平等な義務教育が原点ではないかと思うので、そういう研究も必要であれば予算をとっていただくことは大いに結構ではないかと思う。文部科学省のお考えを伺いたい。

- 文部科学省 子供の貧困対策は政府全体としても大変重要な課題であり、文部科学省としても家庭の経済力の格差が教育の子供の格差につながらないようにする。そして、負の連鎖を生まないようにするために、学校教育におけるしっかりとした基本的な教育を含めて、子供たちそれぞれの個性を伸ばしていく教育の充実が第一にある。同時に家庭環境等について、どういった状況にあるかと、例えば学力の状況についての相関等を見ることは、全国学力・学習状況調査についてきめ細かい調査をしたときに、そういった観点からの研究も行い、あるいはこれまでも大学の関係の先生方の研究成果などもあるので、国立教育政策研究所でも引き続きそういった観点からの、御指摘頂いたような調査研究等も進めていきたい。具体的な施策として、放課後の支援などについても特に経済的に恵まれない子供を対象にした地域未来塾といったようなものもつくり、塾に行けない子供たちが地域で補習をするような取組も今、進めている。

また、全国学力状況調査に関連して、所得と学力をクロスして分析を進めており、例えば小学校の国語では、所得層を4段階に分けた一番高い層で1日1時間も勉強していない子供と、一番低い所得層で3時間以上勉強している子供を比較すると、小学校段階では1時間も勉強していない所得の高い子供たちの方が、成績が高かった。所得と学力が結びついていることについては、地域未来塾という話もあったが、教員の加配や、そういった施策を打つことにより、改善に努めていきたい。来年度以

降、そういう取組を進めていきたい。

○新浪会長 そういうものもある程度「見える化」をするということをお願いしたい。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 1年半ほど前から私どもと議論をさせていただいたときに、そういうことについて従来まだまだ文科省の調査については、例えば本当に公平にデータがとられているのかとか、いろいろありますよねということで、本当の意味でのエビデンスベースの教育にしましょうという議論をしてきたと思う。仰っている目的は私ども全部共有しているが、そこに到達するための分析や、データの抽出について、本当にエビデンスベースになるようにとお願いしてきた。ぜひともそういう意味でエビデンスベースの取組を進めなければいけないと思うので、よろしく願います。

○新浪会長 それでは、国土交通省、願います。

○国土交通省 資料1-4に沿って、説明する。2ページ、コンパクト・プラス・ネットワークの形成について。現在276の市町村がコンパクトシティとして立地適正化計画についての作業に入っており、4市が計画を策定済み。28年度中に276のうちの100超の市町村が計画をつくっていただく見込みで、29年度からは計画を実施に落とししていくフェーズに入っていく大事なタイミングに来ている。コンパクトシティの話は、国土交通省や都市局だけでできる話では全くないので、これまでも内閣府、総務省、厚生労働省、環境省、多くの省庁の御支援をいただいております。モデル都市の形成、支援施策の充実、取組成果の「見える化」を進めていきたい。モデル都市のこれまでの対応を見ていただくと、都市局内に地区ごとの担当チームを設けている。これまでに約100市町村の現場に足を運んで、テーマにより関係省庁の御支援をいただきながら、コンサルティングを実施してきた。28年度中の対応としては、先行的な取組事例集、要するにモデルとなる卵を探しながら、モデル都市をちゃんとつくっていきたい。コンパクトシティ、フィジカルにまちの形をコンパクトにしていくには、40年かかって今のまちになっているので、これからまた10年単位、20年単位の仕事である。そのプロセスでいろいろな政策を実現していきたい。歩いて暮らせるということ、これは高齢者が歩いて暮らせるようになると医療費の抑制にも直結し、都市のコンパクト化に合わせて公共施設再編は自治体の財政の健全化にも直結する。幾つかのテーマを持ちながら、それにふさわしいモデル都市を育てていき、それについて十分にわかりやすい説明をしていきたい。今年度、1つの山場に差しかかっていると思っている。

3ページ目、今年度、相当多くの計画が作成され、29年度からは実施である。そうすると、それに見合った支援施策ということになる。28年度中の対応として、サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る連携や、介護施設等の整備に係る支援がある。いずれも都市局ではない省内の他部局、厚生労働省にコンパクトシティを意識していただきながら、28年度に講じていただいた施策の例である。このように各省庁連携しながら施策を組んでいる。29年度の概算要求における対応については、公共施設

再編、公共施設等総合管理計画ができたところ、その実施に向けてというようなところであれば、施策を手厚くしたい。空き家・空き店舗や遊休化した公共施設等の有効活用といったところへの金融支援の充実や、子育て支援の誘導のための施策の充実を、概算要求に向けて検討している。

4ページ目、取組成果の「見える化」。これまでも評価指標についてハンドブックを作成して示している。28年度中の対応として、コンパクトシティによる多様な効果を明らかにするため、経済の活性化にどう貢献し、財政の健全化にどう貢献するという視点を踏まえながら、施策の充実を図りたい。特に医療費という観点からは健康歩行量に関する指標も充実していきたいが、都市規模別の歩行量の整理分析では、大都市になるほど皆さん歩いている。世代別に見ると、なかなかリニアな関係に見えないが、60代は明らかに歩いていない。各都市でこういった歩行量を調査いただくと大変手間も費用もかかるが、ここには関心を持っているので、どういった手法があるかガイドラインを今年度中につくりたい。スマートプランニングについては、スマホのGPSなどを使い、人の行動、導線を逐一見ながら安価にデータ集約することができる。平成28年度は神戸市、岡山市をモデルとして、より良い計画の実現に向け、手法の洗練もしていきたい。

6ページ、土地・不動産の流動化の促進について、中心市街地の土地・資産の流動性を高めるための投資、円滑な買い換えの促進を図る。あるいは今後ニーズの増加が見込まれる観光、介護等の分野における不動産の供給を促進する。あわせてクラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗等の再生、寄附等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実などに必要な法改正等を一体的に行い、2020年ごろまでにリート等の資産総額を30兆円に倍増することを目指している。主な対策として、都市力の向上という点ではリート等への支援を拡充し、不動産証券化に関する規制緩和等を加速する。地方の創生という点では、小口の投資を集めた制度を考え、地域の金融機関や自治体等の連携強化、人材育成を支援する。さらに情報基盤の充実として、不動産情報を充実させ、より早く、より便利にデータを提供していく施策を考えている。

8ページ、公共施設のストック適正化について、具体的には施設の集約・再編が課題になるが、これについては実施主体が地方公共団体なので、地方公共団体向けの各施設のマニュアル等の整備を進めている。施設の集約・再編のときには各地域の社会経済状況や施設の状況等に応じて実施することが必要である。このために地方公共団体がその実情に応じて取組を進められるように、取組事例を類型化するなど具体的な方法をわかりやすく示す。それから、留意事項・考え方も具体的に示す。こういった方向でマニュアルを整備している。汚水処理施設、都市公園については既に策定済みである。公営住宅については取組事例を28年度に取りまとめ、ほぼ集約は終わっているため、29年度以降、ガイドラインとして周知していき

たい。

10ページ、官民連携の推進について、コンセッションの進捗状況を整理している。コンセッションについては本年5月のアクションプランで具体的な分野ごとの目標が定められた。今年度に入ってから進捗状況は、例えば関空、伊丹については4月から運営開始、仙台についても7月から全体運営開始といった一定の進捗がある。

11ページ、プラットフォームについて。一番上の行にあるように、地方公共団体、民間事業者のノウハウ・情報の不足、官民間での対話・提案の場の不足といった課題に対応するため、昨年度から地域プラットフォームの運営を行っている。2つの階層で行っており、地方ブロックのプラットフォームでは、産官学金の関係者に集まっていただいて、東北、関東といったブロックごとにこのプラットフォームを形成している。ここでの目的は、情報、ノウハウの横展開、共有である。それから、具体的な案件形成のためには県単位なり市単位での地域のプラットフォームで関係者に対話の場を設け、案件形成の推進を図っている。現在12地域でこれが形成されている。

12ページ、職員等の育成。特に地方自治体向けでは、1つの例として、国交省の教育研修機関である国土交通大学校のカリキュラムをここに掲載している。地方公共団体の職員を中心に1回平均大体30人ぐらいで、各年度こういったカリキュラムで教育を行っている。13ページは下水道のコンセッションの状況。

14ページ、ストック効果の最大化を図るための社会資本整備推進について、昨年度決定した社会資本整備重点計画の中でストック効果の最大化と、その「見える化」に取り組んでいる。ストック効果の最大化のための取組として、賢く投資ということで、投資面の工夫、賢く使う、運用面の工夫。さらにストック効果の早期発現等の工夫。その3つの柱によって最大化に取り組んでいる。それを「見える化」するための取組、客観的・定量的把握の推進、経済分析手法の活用、「見える化」から「見せる化」への転換、こういったことを取組み、さらに「見える化」の最大化につなげていきたい。こういったサイクルをつくっていきたい。審議会でも御議論いただいている。

17ページ、現場の担い手・技能人材に係る構造改革等について。建設現場の生産性革命ということで、建設産業は他の産業と同様に今後、人材不足が懸念される。その様な中で測量・施工・検査等の全プロセスにおいてICTを活用するというi-Constructionを進めている。例えば土工では、測量はドローンを飛ばして数字をとる。また、施工についてはICT建機を用いて3次元に基づいた施工を行う。検査についてもそのような3次元データを使う。そのようなことによって検査書類が減っていく。このような中で賃金水準の向上、安定した休暇の取得、安全な現場、女性・高齢者等が活躍できる建設現場に変えていきたい。18ページ、特に中小の建設業者がこの様なことに対応できるように、施工業者、発注者、自治体向けの講習を行っている。全体で200カ所ぐらいの研修を予定している。

19ページ、中央建設業審議会の小委員会での中間取りまとめを6月22日にいただ

いているが、今後の構造的な建設業の課題に対応するように、その中でも建設生産を支える技術者、担い手の確保・育成をしっかりとやるようにということで、様々な御指摘をいただいている。誤解がないように申し上げるが、今から説明するのは、中長期的な視点での建設業界での人材確保ということであり、足元の人材の需給については一時期と比べて非常に緩和をしている。当面の事業執行について人材、資材等の問題があるということではない。中長期的な観点からということである。

20ページ、6つの重点施策として処遇改善、キャリアパスの「見える化」、社会保険の未加入対策、教育訓練の充実、イメージアップ戦略、生産性向上。担い手を5分類して、そのターゲットに即応したきめ細かな施策を展開する。5分類とは、新卒、中途、離職防止、女性、高齢者である。21ページ、建設産業で働く技能労働者は小さな会社でいろいろな現場を転々とする。こういう技能労働者の方のキャリアを蓄積していくシステムをつくらうという動きが民間団体で進められている。これを全面的に支援している。技能者が本人情報、社会保険の情報などを登録し、現場へ行ったときに、その就業履歴が蓄積されていく。さらに、その資格取得、研修受講履歴も登録することで、順次キャリアパス、カードの色などが変わっていくというイメージである。技能者にとっては処遇改善が進められる。専門工事業者もそういう技能者を抱えているので、企業の強みをアピールできる。元請企業にとっても、現場の管理が効率化できるといったメリットがある。

○新浪会長 それでは、御質問、御意見いかがか。

○牧野委員 コンパクト・プラス・ネットワークの形成は、地方にとっては大変重要な課題と認識しているが、モデル都市の形成ということで、より前向きな考え方でこうした取組を優良事例として提示していただき、横展開を図っていくことも大変重要かと思う。もう一つ、地域において今、非常に大きな課題は、これまでのいわゆる右肩上がりの中でつくられてきた都市計画、あるいはストックされてきた公共施設である。既に総務省でいろいろと計画づくりをやってもらっているが、国交省関係の道路や橋梁、特に市町村が管轄しているものについて、これからこういった形で維持管理していくか、あるいはし切れないものをどのように整理していくか。例えば都市計画においては昔の都市計画道路をそのままにしているところは、全国至るところにある。そういったものを一体どういう形で整理していくか。あるいは中山間地におけるかなり使用頻度が低い市町村の道路、橋梁をこういった形で整理していくか。そういった点は市町村にとって大変大きな課題になってきていると思うが、そのあたりについてのお考えをお聞きできればと思う。

○国土交通省 コンパクトシティについて、まずモデルの形成、横展開についての御理解、御評価をいただけたと思う。右肩上がりの都市計画から時代が転じているのではないかとということで、都市計画制度そのものはいじっていないが、コンパクトシティのための計画制度は都市再生法を改正して2年前につくった。まずはこれを端緒に

して現実を動かしていきたいと思っている。今、抱えているハコモノ的公共施設については管理計画ができています。我々が管理しているインフラの部分について問題があるのではないかとのことだが、例えばモデル都市の公共施設再編の一体的検討の中では、それを視野に入れてつくっていききたい。また、都市計画のいわゆる長期未着手と評される40年、50年たってまだ整備の手についていないものも課題として認識している。これは都市計画制度本論の課題と思っており、今年中には都市計画審議会を開きながら、その課題について整理していきたい。

○牧野委員 今の話は非常に重要で、地方において都市計画道路がそのままのところは本当にたくさんある。これをどう整理したらいいかは、実は地方都市にとっては大変大きな課題だが、そこに手をつけるのは物すごく勇気の要る話だと思う。したがって、もし法制度でカバーしていただけるのであれば、これは大変ありがたい。

○国土交通省 長期未着手の話は、言葉を選ばずに言うと、中途半端にすると大変難しい問題が出てくるので、法律的整理を伴わずに中途半端なことを申し上げることができない。したがって、少しお時間は頂戴するが、認識を持ち、審議会を動かしていきたい。

○新浪会長 関係省庁のヒアリングはここまでとさせていただく。次に、事務局より御説明をいただきたい。

○事務局 資料2について御説明する。「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベースのポイント」について。これは7月29日に拡充して公開したデータベースである。データ系列数の拡充と、単なるデータベースにとどまらない特徴として、4つの特徴がある。(1)他の自治体との比較をすることで課題の「見える化」機能を強化している。それから、時系列データは自治体の合併調整済みで活用がしやすくなっている。3番目は「見える化」によって浮かび上がる課題解決の参考となる優良事例を関係資料へのリンクによって紹介し、一部は実施を可能にした要因などを試行的に抽出して表記している。最後に、こちらは経済・財政一体改革を進めるためのデータベースなので、改革項目とデータベースのデータの対応関係を一覧化していこうと考えている。関連して、委員の皆様からデータベースに関して御指摘をいただいているので、しっかり受けとめて、対応してまいりたい。

○新浪会長 それでは、赤井委員、伊藤委員、佐藤委員、鈴木委員、古井委員、山田委員から分析事例、データベースの改善に関する資料をいただいているので、御説明をいただきたい。

○赤井委員 資料3-4にて説明する。1ページ、ポイントとして誰に見せるのかということが重要である。「見える化」「見せる化」は大事なのだが、何か興味を持ってふらっとホームページを調べたときに、一番初めのところで本当に自分が欲しいものにたどり着くことが難しいと、諦めてしまうこともある。そのため、まず見せるという視点で誰に見せるのかということで、想定として研究者が興味を持ってデータを見る場合が1つ、

それから、国民が今の国全体がどうなっているのかなと思って見に来た場合、それから、住民が自分の地域はどうなっているのか、他と比べてどうなのかというのを見に来た場合、そういう場合に分けて、もしポータルサイトも戦略が練られたらいいのではないか。次のページ、ターゲット別の視点の違いということで、少し書いているが、全体としては、研究者向けには専門用語、加えて、単純な相関よりは、多重相関というか、ある程度いろいろな情報を駆使して分析することがし易い状況を作るためにも、パネルデータが不可欠になってくる。一方で国民とか住民に対しては専門用語があるとそこで止まってしまうので、単純相関が良いが、ある程度相関がきれいなものは出せば良いけれど、だんご状態になって丸くなっているところに無理やり線を引いているというものだと、かえって国民を誘導しているというか、間違っただけの情報を与えることにもなる。比較対象に関しては、国全体の状況を見る場合は日本地図みたいなものがあると思うが、地域の場合は自分の地域にたどり着いて、その地域と他の地域、特に類似団体とか隣接団体間での比較がし易いということが重要である。次のページ、総務省の財政状況資料集のような形で、これは1つの例だが、自分の順位、類似団体の中で自分の地域は上の方にあるのか、下の方にあるのか。上の方にあつたとしても、例えば10位であれば、1位を目指すにはどうした方がいいのか、そういったことが自分たちでわかるような、住民が見たときにわかるようなつくり込みが大事かなと思う。

○伊藤由希子委員 資料3-1により、「見える化」ポータルサイトを用いた分析例ということで説明する。このサイトの一番の利点は現在、1,741ある基礎自治体について、40年近い時系列の情報を遡れることである。そこで今回は、地域経済における最も大きな変化である人口移動ないし人口減少が基礎自治体に与えた影響力を計測してみたい。2ページ、第一に、人口変化が自治体の財政力に与えた影響については、やはり人口が財政力に直結する。グラフの折れ線は、各人口規模別の自治体の平均人口増加率を示している。棒グラフは、その人口増加率をもとにした財政力指数の推計値を灰色、実測値をオレンジ色で示している。全自治体の平均では人口の1%の変化が、財政力においては1.8%程度の変化に影響していることがわかった。また、人口変化に基づく推計値と実測値を比較すると、人口10万から50万の自治体では人口水準よりも財政力が向上している反面、大都市並びに5,000人未満の市町村では、居住人口水準に比べて財政負担が大きいということがわかった。

3ページ、第二に、人口変化に対応した公的インフラのストックの変化幅について計測した。ここでは幼稚園、小学校、病院病床数、介護施設定員数を比較したところ、教育機関は対象人口に従って比例的な変化が見られる一方で、医療・介護に関しては、例えば高齢者が1,000人増加することに従って、介護施設定員は13.8人増加しているのに対し、病床数は2.3床減少していることがわかった。これは病床数が歴史的にかなり多いこととも関連しているが、現状でもグラフで見てわかるとおり、人

口規模が大きくなるほど病床が介護施設定員に比べて相対的に多くなっている。今後、高齢化の進展につれて介護サービスへのシフトが必要であることを示唆する結果となった。

4ページ、市町村合併の効果を見てみた。合併の有無や時期は実際には様々なのだが、ここではそのピークタイムである2003年から2006年を制度改革期間として、その前後の年代について行政費用・経済指標が変わったのか係数値の変化を求めた。まず行政費用の1つである人件費については、明確な効果が認められた。合併前後でより人件費が安定的に推移し、黒い棒グラフで示した合併後の人件費比率が有意に低下していることがわかり、全体で言うと3.3%程度の低下が見られていることがわかった。一方で5ページを見ていただくと、地域の経済に対して明確な変化が見られるかという点では、残念ながら決定的な効果はあらわれていなかった。失業率では、データの範囲が狭いということもあるが、市町村合併による明確な経済効果は見られていない。6ページ、こちらは実質課税所得に関して分析をしたが、自治体ごとの差が非常に大きくて、全体的に有意な結果は時系列では見ることができなかった。

7ページ、最後にポータルサイトの利点と改善点について簡単にコメントをしたい。最大の利点は、40年前は3,200程あった基礎自治体が、現行の1,700程になるまでの各統計の取れん作業が既に完了しているので、時系列比較、パネルデータ分析において絶大な利便性がある。ただ、合併の時期の情報がさらに反映されれば、より精緻に行政評価をできると思う。また、コメントの2点目にあるが、市町村別の統計の多くは総務省の統計がもとになっているので、できれば総務省の自治体コードとの互換表があれば、より広範な分析ができる。データベースそのものの内容について3点目に書いたが、例えば医療給付の情報はあるが、医療保険料の情報がない。先ほど紹介したように、幼稚園数はあるけれども、保育所数がないなど、もう少し比較したいなと思ったときに物足りない部分がまだまだあるということが、今後の改善として挙げられる。

○鈴木委員 資料3-2により、単純相関では因果関係は十分にはわからないという前提だが、まずは「見える化」データ集の生データをさわってみたということで何点か申し上げたい。

1ページ、医療は供給が需要をつくっている面があるという話は共有されていると思うが、年齢を補正したとしても1人当たり医療費の地域差は病床数と強い相関を持っている。また、人口規模と医療費の地域差の関係については、大きな自治体でもうまくいっていないところがあり、小さな自治体でもうまくやっているところがある。だからこそ「見える化」を通じた改革が重要で、こういうことを非常にやさしく議論できるデータ集は有用性が高いと思う。

2ページ、左上の図については、健診の重要性に対する認識の地域性を横軸と見

れば、健診の受診率が低い地域では年齢補正後の1人当たり医療費が高い。つまり予防やプライマリーケアを余り重視せず、いざ病気にかかって重度化してから医療費をかけている地域があるのかもしれない。右上の図も似たようなことだが、健診受診率が低い地域では入院が多く、相対的に多く医療費をかけてしまっている。予防をして健診をしていればその効果はあるはずで、受療率はその分下がる。左下の図は、入院にしても外来にしても、横軸にとった受療率が高い地域は健康度が低い可能性があって、縦軸にとった経済指数が悪くなる。アブセンティーズムはもちろん、プレゼンティーズムも含めて、健康度が生産性や企業の競争力に影響を与えているのだと思う。「見える化」データ集は、経済・財政一体改革のためのデータを集積させたものであるが、最終目標は経済だと理解している。つまり、目指すべき最終的なアウトカムは第3階層のKPIである経済成長であり、それはまさに実質賃金やQOLといった話である。経済指数の高いところに好事例は多いはずで、何がそれをもたらしているのかということが分析の軸の一つだと思う。

3ページ、6月の推進委員会で申し上げたことを確認してみた。すなわち、社人研の将来推計人口というのは将来の予測ではなく、今を見ているのだということを申し上げた。3ページの下の中、生産年齢人口は、やはり経済指数がよいところでは雇用があって賃金が高いので、将来推計された生産年齢人口はそれほど減らない。逆だと、働き手は出ていってしまうということである。左側下は年少人口だが、経済がうまくいってれば結婚もできるし子育てもできるということで、子供があまり減らない。右側下が高齢者であるが、退職後という意味では賃金の高さや住む場所は関係ないわけだが、経済が維持されているということは病院を含めたインフラがきちんと整備されているということであり、そういう場所から人は移動しないということである。先ほど伊藤由希子委員から人口がふえたときのパラメーターについて御報告があったが、その人口自体は経済がうまくいっているところに集まるし、そうでないところは厳しくなる。右上の高齢化率を見ると、高齢者が増えるところでは若い人も増えるので、高齢化率はそんなに上がらない。経済がうまくいけば、高齢者が増えても何とかなるということだと思う。

4ページ、直近時点の経済指数と「見える化」データベースに入っている市区町村のデータの相関をチェックしてみた。地方財政分野でご覧いただくと、マイナスの相関が大きいところ、つまり良好な経済において少なく済んでいる項目は、交付税や地方債、民生費、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費、消防費、人件費、扶助費という構図がある。他方、プラスの相関があるのは財政力指数や地方税、児童福祉費である。また、社会基盤分野の1人当たり面積や道路実延長でマイナスの相関が大きいのは、集積のメリットやコンパクトシティの効果だと思うし、公営住宅戸数や公営の借家数は、公需への依存度が示唆されているのではないかと考える。文教分野では、経済がうまくいっているところでは、やはり児童や生徒の数が多いということであ

り、経済と教員数は少なくともプラスの相関ではない。3ページと4ページに示した結果は整合的に理解できるのではないかと思っており、データ集にある経済指数は事実を非常によくあらわしている指標であると思う。

5ページ、若干のコメントだが、細かいことはすでにいろいろ事務局にお伝えし、ご対応いただいている。1点だけ、4つ目の四角で、「見える化」リスト、「見える化」事項との対応関係ということについて申し上げたい。「見える化」データ集はまさに暮らしの状況が見えるというデータベースだが、経済・財政一体改革推進委員会として整理してある「見える化」事項は別途あり、それとの関係が外部から見るとよくわからない。例えば、年齢調整後の1人当たり医療費の地域差は重要KPIだが、47都道府県別あるいは入院・外来別の年齢調整後の1人当たり医療費の地域差が「見える化」事項とされている。しかし、現状でデータ集に入っているのは市町村国保ベースの1人当たり医療費の地域差だけであり、後期高齢者医療や協会けんぽなどのデータは入っていない。したがって、実際に「見える化」していくとしている指標とこのデータベースとの対応関係をもう少し明確にひもづけていった方が、いろいろな人にとって使いやすい。そうでないと、改革との関係がよくわからないので使いにくいということになりかねないと思った。

○佐藤委員 資料3-5により、多変量回帰分析の実施について説明する。2ページ、ずらっと数式が記載されているが、何をやっているかと言うと、地域のいろいろな属性をちゃんとコントロールした上で、何らかの歳出改革、ここでは民間委託を取り上げるが、それが歳出、ここでは総務費を取り上げるが、そういった歳出構造にどのような影響を与えるのかを実際に検証してみた。3ページ、回帰式の書き方を教科書っぽく書いているが、要は地域の特性をちゃんとコントロールした上で、歳出の効果だけを抽出したいということになる。

6ページ、実際にどういうデータを使ったかを示している。せつかく1,741あるので、市区町村別のデータで実施した。使ったデータは総務費、それから可住面積や失業率など、地方財政の分野ではこのぐらい使うよねというデータを拾っている。民間委託については、具体的には総務関係事務の民間委託、これは0～6段階ある。それから、ホームページや学校給食などを含めた5分野の民間委託、この2つについてそれぞれ考えてみた。

8ページ、基本統計を示しているが、単純に相関を見ると民間委託が進んでいる自治体のほうが住民1人当たりの総務費は低いということが、単純な記述統計でわかる。ただ、やはり地域の属性が違うので、ここだけ見て判断することはなかなか難しい。9ページは散布図だが、幾つか異常値があり、これは被災地と離島である。これを入れたり入れなかったりして分析している。

10ページ、11ページ、結果を申し上げますと、民間委託はマイナスに有意に働く。それは総務関係事務でも、5分野でも、かなり有意な結果が出ている。参考までに1人

当たり総務費は2013年が直近だったので2013年ということを出している。ただし、人口関係は国勢調査なので、これは2010年しかなかったが、これはしようがないかなということなので2010年のデータを使っている。そういった若干時間にラグがあるということには御留意いただきたい。このような単純なクロスセクション分析は一瞬でできる。意外と頑健に歳出に対してマイナスの効果が出るだろうということがわかる。また、先ほど言ったアウトライヤーをのぞいてみても、同じような結果が出る。

12ページ、結果の解釈については、やはり民間委託、それは総務関係費及び5分野いずれも人口等々の地域差を考へても、地域属性を加味しても、統計的に有意に総務費への抑制効果が働くということになる。統計的に有意というのは、有意水準1%以下である。では定量的に歳出効果がどれくらいと言われると、総務関係事務では大体1つにつき5,000円くらい。5分野について包括委託は1業務につき6,000円強くらいになるので、仮に全部民間委託すると、ラフに言って3万円強の節約はあるのではないかということになる。これは結構大きいと思う。参考までに、総務関係事務を民間委託していない自治体の平均は大体14万円なので、2割ちよつとの節約効果はあるということになる。ただし、これは計量的に幾つか難点があり、実は民間委託は2014年度調査である。さすがに2014年度に入れたということは余りないと思うが、本当は導入年の情報があった方が、この後、述べるパネルデータ化しやすい。もう少し言うと民間委託をやるかやらないか自体が実は自治体の政策決定なので、これは内生性バイアスがあるだろうということは想像に難くない。したがって、本当は適切な操作変数がないと学術論文には載らないということになる。本来は歳出改革があった前と後で、あるいは歳出改革に積極的に取り組んだグループと取り組んでいないグループで、どのように歳出構造に変化があったかを見たければ、やはりデータのパネル化が必要かなということになる。先日、日本経済学会でパネリスト、コーディネーターの大阪大の大竹先生からも御指摘があったが、こういうパネルデータ化と、せっかく改革の工程表があるので、これからの話をすれば、こういう工程表にのっとった形で前後にどういう構造変化があったか、歳出構造に変化があったか、これは見る価値はある。ただ、先ほど伊藤委員からもお話があったと思うが、パネルデータ分析ができるようなデータセットをかちっと作っていくことが必要と思う。

- 古井委員 資料3-3に沿って説明する。2ページ、3ページ、特にデータヘルスが介護、医療の保険給付に比べて義務的な事業ではないということで、「見える化」によりステークホルダーのアクションを起こすという視点で、関係者の自分事化に焦点を当てた。4ページ、今回はふたつの県に出向き、関係者を集めていただいて、「見える化」の趣旨と具体的アクションについて意見交換した。A県では、第1部として県庁の健康部局だけでなく、商工労働部にも参加して頂き、他に医療保険者として協会けんぽ支部、経済団体、マスメディアに集まって頂いた。マスメディアが主催したことで、あらゆるステークホルダーが集まりやすかった。A県では課題の「見える化」で、企業

や経済団体も「健康部局だけの問題ではない」との意識が醸成されつつある。第2部は県内中小企業や自治体百数十名に集まっていただき、問題意識や事例共有を図った。この取組自体を地元新聞社に記事にいただき、マスメディアに取り上げられることが地域の取組を行うインセンティブになったのではないかと感じている。

5ページ、この地域では健康自体がゴールではなく、健康づくりによって地域や産業が活性化される過程であるという理解を得られたことが、自治体の産業部局、産業界の参画を促し、医療保険者だけが自分事という状況から進んでいと感じる。今後の課題としては、保険者におけるデータヘルスと、企業における健康経営の優先度アップである。これは「見える化」を含めたインセンティブ改革と、健診と職場、家庭、流通といった日常生活の動線とのリンクが不可欠になる。今後47都道府県に少しずつ広げていけるのではないかという感触を得た。

○新浪会長 山田委員、松田委員からも資料をご提出頂いているので、ご覧になっていただきたい。私の呼びかけに早速に応じて頂き、感謝申し上げます。まだ緒に就いたばかりであるが、改善をして「見える化」をインセンティブにしていきたいと思うので、よろしく願います。今日の議論を踏まえると、義務的経費についてももっと細かく議論していく必要があるのではないかと。まだ始まったばかりなので、詳細にわたってはこれからだと思うが、ぜひこの取組は29年度予算にしっかりと反映させていただきたいと思う。引き続き皆さんの御協力をいただきたい。